

## 「地域における自殺の基礎資料（令和８年８月）」の利用に当たって

令和８年９月

厚生労働省自殺対策推進室

### I. 本資料の概要及び目的

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データ(令和８年８月分)に基づいて、令和８年８月の全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計した。

### II. 本資料に用いられているデータについて

#### 1. 自殺者数について

(1) 令和８年８月に発見された自殺者について、「住居地」及び「発見地」の２通りでそれぞれ集計している。「住居地」とは、自殺者の住居があった場所、他方、「発見地」とは、自殺死体が発見された場所を意味している。

(2) 令和８年８月に発見された自殺者について、「発見日」及び「自殺日」の２通りでそれぞれ集計している。「発見日」とは、自殺死体が発見された日を意味している。「自殺日」とは、自殺をした日を意味している。

(3) 自殺の原因・動機に係る集計については、家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、原因・動機を４つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

#### 2. 自殺死亡率について

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを１０万人当たりの数値に換算したもの。

月間の自殺死亡率とともに、年率換算した自殺死亡率（月間の自殺者数を年間の自殺

者数に換算して算出した自殺死亡率)を掲載している。

※ 各地方公共団体の人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(令和8年1月1日)に基づき整理。

### 3. 各集計項目について

警察庁の自殺統計データにおける分類に基づき、以下のとおり区分している。

#### (1) 年齢階級について

20歳未満、20～29、30～39、40～49、50～59、60～69、70～79、80歳以上、不詳

#### (2) 職業について

##### 【大分類】

有職者、無職、不詳

##### 【中分類】

##### ① 有職者

管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス業従事者、保安職従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、通信・運輸・清掃・包装等従事者、その他

##### ② 無職

学生・生徒等、無職者

学生・生徒等については、以下の6区分に内数として別立てで表記。

・ 6区分 未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等

無職者については、以下の4区分ないしは6区分を内数として別立てで表記。

・ 4区分 主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者

※その他無職者には主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者(利子・配当・家賃等生活者、ホームレス、その他の無職者)が含まれる。

・ 6区分 主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者、ホームレス、その他の無職者

(3)原因・動機について

家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、交際問題、学校問題、その他、不詳

(4)場所について

【大分類】

自宅等、高層ビル、乗物、海（湖）・河川等、山、その他、不詳

【小分類】

自宅、実家（自宅を除く）、下宿・寮、学校、勤め先、病院、福祉施設、ホテル・旅館、デパート、高層ビル、駅構内、鉄道線路、乗物、路上、公園、社寺境内、田畑、海（湖）・河川、池・沼、山、その他、不詳

※大分類における自宅等、海（湖）・河川等及びその他の各項目については、以下の小分類を足し合わせた。

・自宅等

自宅、実家（自宅を除く）、下宿・寮

・海（湖）・河川等

海（湖）・河川、池・沼

・その他

学校、勤め先、病院、福祉施設、ホテル・旅館、デパート、駅構内、鉄道線路、路上、公園、社寺境内、田畑、その他

(5)手段について

【大分類】

首つり、服毒、練炭等、飛降り、飛込み、その他、不詳

【小分類】

首つり、有機溶剤吸入、服毒（医薬品）、服毒（医薬品以外・不詳）、練炭等、排ガス、その他のガス、感電、焼身、爆発物、銃器、刃物、入水、飛降り、飛込み、その他、不詳

※大分類における服毒及びその他の各項目については、以下の小分類を足し合わせた。

- ・服毒

服毒（医薬品）、服毒（医薬品以外・不詳）

- ・その他

有機溶剤吸入、排ガス、その他のガス、感電、焼身、爆発物、銃器、刃物、入水、  
その他

### III. その他留意事項について

#### 1. 各集計表における数字の表記について

自殺者数の公表に当たっては、他の情報と照合しても個人が識別されないよう、「都道府県」及び「市区町村」の各表においては、以下のとおり処理している。

(1) 当該自治体内の自殺者総数の数値が1又は2の場合：自殺の年月、曜日、時間帯、男女別、年齢別、同居人の有無別の内訳のみ公表。

(2) 欄の数値が1又は2でない場合においても、当該欄の数値を表示することによって、他の欄の1又は2の数値が明らかになる場合：数値を記載せず